

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会役員等の報酬等の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の理事・監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）の支給について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員 社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第6条に規定する評議員をいう。
- (2) 理事 定款第18条第1項第1号に規定する理事をいう。
- (3) 監事 定款第18条第1項第2号に規定する監事をいう。
- (4) 常務理事 理事のうち、定款第18条第3項に規定する常勤の理事をいう。

(報酬の額)

第3条 役員等の報酬の額は、別表1のとおりとする。

2 常務理事の報酬の額及び手当の支給については、別表2のとおりとする。

(報酬の支給の始期及び終期)

第4条 役員等に就いた者は、別表1及び別表2中、月額の場合は、その職についた日に属する月分からの報酬等を、その他のものはその日から報酬等を支給する。

2 前項に定める者が、任期満了、辞任、解任又は死亡によりその職を退いたときは、退いた日の属する月分までの報酬等を、その他の者はその日までの報酬等を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等の報酬の支給日は、本会一般職員の例による。

2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関への振込みにより支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があったときには立替金等を控除して支給する。

(重複給与の禁止)

第6条 本会職員（瑞穂市からの派遣職員及び嘱託員を含む。）及び瑞穂市職員で常勤の者（以下「常勤の職員」という。）がこの規程の適用を受ける職を兼ねるときは、その兼ねる役職として受けるべき報酬は支給しない。

ただし、その兼ねる役員等として受けるべき報酬が常勤の職員として受けるべき給料の額より多い額となるときは、その差額を支給する。

(費用弁償)

第7条 役員等が職務のために市内外に出張するなど本会の法人業務のため旅行したときは、本会職員の旅費規程の例により旅費を支給する。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に際し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会役員等の報酬・費用弁償に関する規程の廃止)

2 社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会役員・評議員及び特別職職員の報酬・費用弁償に関する規程は、廃止する。

別表 1

	役職名	報酬の額	費用弁償
理事	会 長	月額 50,000円	社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会職員等の旅費に関する規程に基づく旅費規程に相当する額
	副 会 長	1回 3,000円	
	理 事	1回 3,000円	
監 事	1回 3,000円		
評 議 員	1回 3,000円		

別表 2

役職名	報酬の額	手当の支給	費用弁償
常務理事	月額 280,000円	事務局長に支給する手当と同等の手当を支給する。	社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会職員等の旅費に関する規程に基づく旅費規程に相当する額